

令和4年神審第24号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月10日14時20分

滋賀県琵琶湖中西部

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA

総 ト ン 数 0.1トン

登 録 長 2.66メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 112キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) a 受審人の経歴等

(省略)

#### (2) 設備等

Aは、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、後部座席後方に、浮体えい航用のえい航索を係止するクリートが取り付けられていた。

#### (3) 浮体

Aがえい航する浮体は、ポリ塩化ビニル製で空気充填式の長さ2.05メートル幅2.10メートルの3人乗りで、搭乗者が横並びの背もたれ付きの座面に座り、各座面の両側に持ち手が取り付けられた水上遊具であった。

#### (4) 浮体えい航上の注意事項

海上保安庁は、ホームページで、浮体をえい航して遊走中、浮体は横滑りしやすい構造のため、旋回時には思った以上に外側に大きく振れ回ることがあるので、広くて安全な海域で遊走すること、安全な距離を確保して旋回時は速力を落とすこと、具体的な目安として、15メートルから20メートルのえい航索を使用するとともに、衝突防止のために障害物等からは最低でも30メートルの安全距離を保つようにすること、帰航中など、やむを得ず周囲に障害物のある狭い水道等を航行するときは、えい航索を短くして振れ回る半径を小さくし、障害物と浮体の距離の確保に十分注意しながら、速度を抑えて航行することなど、浮体搭乗者の安全を確保するための注意事項を周知していた。

#### (5) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、直径30ミリメートル長さ

15メートルの合成繊維製のえい航索で浮体をえい航し、いずれも救命胴衣を着用した知人3人を搭乗させ、遊走の目的で、船首0.3メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和3年7月10日14時00分滋賀県大津市北比良の砂浜（以下「北比良浜」という。）を発し、同浜南東方沖合約500メートルの遊走水域に向かい、同水域に到着して遊走したのち、14時18分半僅か過ぎ帰途についた。

ところで、北比良浜の前示発進地点の東方には、岩を積み上げた長さ約15メートル幅約4メートル水面からの高さ約0.6メートルの突堤（以下「北比良突堤」という。）が同浜から南東方に築造されていた。

また、a受審人は、平素、北比良浜に浮体を寄せる際、同浜に向かって直進し、北比良突堤の南西方約40メートルから毎時約10キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で右旋回していた。

a受審人は、北比良浜南方沖合に、同浜とほぼ平行に漁網が敷設されていたことから、北比良浜に東南東方から進入することとし、14時19分40秒北緯35度13分11秒東経135度56分55秒の地点（以下「基点」という。）から148度（真方位、以下同じ。）59メートルの地点で、針路を297度に定め、毎時12.0キロの速力で進行した。

a受審人は、北比良浜に浮体を寄せるため、14時19分50秒平素より約20メートル東方に当たる基点から177度36メートルの地点に至り、右旋回を開始した。

a受審人は、14時19分55秒基点から177度22メートルの地点に達し、船首が北比良浜とほぼ平行となる058度を向いた

とき、平素より北比良突堤に近寄っていることを認め、そのまま右旋回を続けると、遠心力によって振り出された浮体が同突堤に向かって接近するおそれがあったが、平素より小さく右旋回していることから、浮体が振り出されても北比良突堤まで達することはないものと思ひ、直ちに停止するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた。

こうして、a受審人は、右旋回を続け、14時20分僅か前後方を見たところ、浮体が遠心力により左方に振り出され、北比良突堤至近に接近したのを認め、スロットルレバーを戻したものの、及ばず、14時20分基点から135度15メートルの地点において、Aは、船首が150度を向き、毎時3.7キロの速力となったとき、浮体が同突堤先端に接触し、浮体左側に座っていた搭乗者1人が左方に投げ出され、北比良突堤に打ち付けられた。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、視界は良好であった。

その結果、浮体搭乗者1人が骨盤骨折、左踵骨骨折を負つた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件浮体搭乗者負傷は、琵琶湖中西部において、浮体をえい航して遊走する際、浮体搭乗者に対する安全確保の措置が不十分で、浮体が遠心力により振り出され、北比良突堤に接触したことによって発生したものである。

a受審人は、琵琶湖中西部において、浮体をえい航して右旋回中、船首が北比良浜とほぼ平行に向き、平素より北比良突堤に近寄っていることを認めた場合、そのまま旋回を続けると、遠心力によって振り出された浮体が同突堤に向かって接近するおそれがあったから、直ちに停止するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務

があった。しかるに、同人は、平素より小さく右旋回していることから、浮体が振り出されても北比良突堤まで達することはないものと思ひ、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、右旋回を続けて、浮体が遠心力により左方に振り出され、同突堤先端に接触する事態を招き、浮体搭乗者1人を負傷させるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和5年6月27日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美